

**岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けた都市計画制限等の見直し素案に関する  
市民の皆様の御意見と御意見に対する本市の考え方**

**1 見直し素案等に賛成する御意見**

番号	市民の皆様の御意見要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
<b>(1) 素案全般について (34件)</b>			
1	今回の見直しに賛成する。	25	<p>岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けて、ビジョンに掲げる「優れた都市景観・環境の将来への保全・継承」、 「世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能強化」、 「更なる賑わいの創出」を図るため、必要な都市計画制限等の見直しを行ってまいります。</p> <p>日本を代表する文化・交流ゾーンである岡崎地域について、優れた都市景観を構成する近代建築物群や空間的魅力を50年後、100年後の将来にわたって継承しながら、市民の皆様に親しまれ、利用していただける施設として機能強化が可能となるよう、今回の見直しによって都市計画として明確に位置付けてまいります。</p> <p>岡崎地域活性化ビジョンに掲げられた「文化芸術、MICE拠点としての機能強化」、「多くの人々が訪れたいくなる新たな賑わいの創出」等の実現に向け、特別用途地区の指定により、既に岡崎地域に根付いている既存の文化・交流施設の用途を当該区域で建築可能な用途として位置付けることとしております。</p> <p>なお、今回の見直しは、御提案のようなホテルなどの大規模な開発を呼び込むものではなく、基本的な考え方としては、現在の岡崎地域の魅力を将来に継承するため、都市計画として明確に位置付けるものです。</p>
2	岡崎地域は、京都の顔となる文化観光交流ゾーンであり、都市計画の規制はその実態に合わすべきであり、今回の見直しには賛成。	6	
3	京都の観光・教育・文化振興の中心となる可能性を持った岡崎地域の保護・保存すべきところは確実に守り、利活用すべきは有効に活用する、メリハリのある素晴らしい計画であると高く評価している。	2	
4	京都の活性化のためには、絶対に必要な改正だ。MICE戦略の観点からも岡崎地区には高級ホテルを建設し、京都に国際会議などを積極的に誘致して、観光振興を図るべき。京都の強み(観光資源など)を世界にアピールするために、今回の変更を高く評価する。	1	
<b>(2) 特別用途地区の指定・特別用途地区建築条例の制定について (28件)</b>			
5	特別用途地区に賛成する。	20	<p>特別用途地区によって、岡崎地域活性化ビジョンに掲げる文化・交流ゾーンとしての位置付けを明確にし、岡崎地域の文化・交流機能の強化を図ってまいります。</p>
6	岡崎地域活性化ビジョンもできたのだから、この機会に将来を展望して特別用途地区や用途地域の整理をしてもらいたい。	3	
7	京都会館やみやこめっせは、人々に京都の文化を見せる最高の場所なので、文化・交流ゾーンとしての機能強化のため、特別用途地区を指定することは良いことだと思う。	2	

8	岡崎の中心部は、これまでから文化や産業の情報を発信してきた。特別な用途地域が認められて当然だと思う。	3	特別用途地区の指定によって、既に岡崎地域に根付いているこれら既存の文化・交流施設の用途を当該区域で建築可能な用途として位置付け、将来にわたり、引き継いでまいります。
<b>(3) 用途地域の変更について (19件)</b>			
9	賛成する。	6	特別用途地区等の指定と合わせて、文化・交流ゾーンにふさわしい用途地域への見直しを進めてまいります。
10	岡崎の「にぎわい」創出、京都の活性化に適切な用途変更である。岡崎の特質に合わせた用途地域や特別用途地域を整理すべきである。	3	
11	岡崎は素晴らしい文化ゾーンである。岡崎にふさわしい素敵なお店があればいい。	2	
12	用途地域もハレ舞台にふさわしく変えてほしい。	1	
13	不必要な用途は地区計画で規制できるため、用途地域はその地域の文化性や集客性から、近隣商業地域や商業地域でもよいのではないかと。	5	岡崎地域は「京都市都市計画マスタープラン」の中で「学術・文化・交流地区」として位置付けている地区であり、特別用途地区の指定により岡崎地域に既に立地しているみやこめっせ（展示場）や岡崎グラウンド（観覧場）など文化交流に特化した施設の用途を緩和しようとするもので、都心部や京都駅のような繁華街を誘導しようとするものではありません。したがって、商業系の用途地域とするより、文化・交流ゾーンとしての岡崎地域の位置付けが明確になるものと考えます。
14	今回の見直しゾーンには住宅地は含まれていないので、実際に建築可能な用途地域にしてしまってもよかったですのではないかと。	1	
15	岡崎地域東側にある住宅地が、パチンコ屋などにならないような仕組み、規制が付けられないかと。	1	岡崎通東側については、風営法に基づく京都府の条例により、パチンコ屋などの風俗営業の立地が出来ない地域となっています。 なお、地区計画を指定しようとする区域についても同様ですが、地区の目指すべき将来像を明確にするため、地区計画の指定により、パチンコ屋等の風俗営業についても制限する用途に加えております。

(4) 地区計画の指定について (163件)

16	地区計画の指定に賛成。	125	
17	岡崎地域の優れた都市景観、都市環境を将来にわたって保全継承していくためには、今回の地区計画のようなきめ細かい規制が必要である。	9	
18	岡崎地域で、建物の意匠や形態や位置を規制しながら、高さを一定認めていく地区計画を定めることに賛成。高さについても、次の世代に引き継ぐべき近代建築物のみに限定しているので許容できる範囲である。	5	新景観政策において、一律的な高さ制限だけでは、都市の硬直化を招き、活力ある都市の形成が困難になることから、一定のまとまりをもった地区において、総合的・計画的な配慮がなされたものについては、地区計画制度により高さの特例を認める制度を設けております。 岡崎地域については、わが国を代表する文化・交流ゾーンとして、そして高いデザイン水準を有する既存の建物と広々とした空間や水と緑が一体となった素晴らしい都市景観、都市環境を有し、まさに市民の財産であることから、これを継承していくため、この地区計画の制度を活用しようとするものです。
19	京都市民に長く愛され、幅広く活用されている市民の財産でもある京都会館を将来にわたって残し、活用され続けるためには必要な見直しだと思う。	5	
20	特例許可のほうが良いとの意見があるが、今回のような地区計画の方が、決定までの手続や、市民をはじめ多くの人が意見を述べることができるといった面からも良いことだと思う。	1	
21	現在、15メートルを越えている京都会館をはじめとした既存建築物の高さについて、これらの近代建築物が今後も残り続けることを前提に、使い勝手のよいものに改修するため、一部の高さを最小限に抑えて緩和することは、都市活動を活性化させることから必要なことだと思う。	3	
22	基本15メートルとしたうえで、残すべき建物部分のみの高さを地区計画で上げることは賛成である。景観的にも問題ないと思う。	2	地区計画制度の活用により、現行の15メートルの高さ制限を基本としつつ、将来にわたり、使い続けられるよう施設機能の向上を図りながら、既存建物を保全・継承するために必要な高さを最小限の範囲で定め、文化・交流ゾーンとして機能強化を図ってまいります。
23	京都会館を再整備して、もっと本格的な舞台ができるようするためには、高さの緩和も必要。	1	

24	今回の地区計画の趣旨には大賛成である。しかし、建物の後退距離など、細部の規制は少し厳しすぎないか。もう少し自由度がある緩和をしても決しておかしくない地域だと思う。	3	岡崎地域については、わが国を代表する文化交流ゾーンとして、そして高いデザイン水準を有する既存の建物と広々とした空間や水と緑が一体となった素晴らしい都市景観、都市環境を有し、まさに市民の財産であることから、地区計画制度の活用により、優れた都市景観・環境の保全継承や更なる賑わいの創出を図ってまいります。 現在の広々とした空間の継承を行ううえでも、高さ制限の緩和に合わせて、壁面位置の制限等が必要と考えております。
25	高さの規制はやりすぎ。高さを認めなければホールなどできない。15メートルにしたら京都の資産がなくなる。	3	新景観政策では、都心部から山すそに行くにしたがって次第に建物の高さが低くなる構成を基本とし、良好な景観形成、市街地環境の整備、都市機能の充実の観点から、大きなまとまりのある区域ごとに高さを定めるとともに、地域の拠点となる地区や大学、病院など特に都市機能上の配慮が求められる地区については、それぞれに必要な高さを定めています。 その新景観政策では、岡崎地域を含む鴨川東側の地域全体として、東山の山並みや歴史的な建造物と調和した良好な町並み景観の形成に向けて、大きなまとまりのある区域ごとの高さ規制として15メートルに設定しています。
26	高さについては、今の建物の範囲だけなら賛成。	1	岡崎地域は、岡崎地域活性化ビジョンの策定を踏まえ、現在の良好な景観を維持・継承するために、15メートルを高さ規制の基本とするとともに、文化・交流ゾーンとしての施設機能の向上を図る観点を踏まえ、地区計画を活用し、土地利用や建物配置、高さ、形態意匠など総合的な配慮をした中で、きめ細かく必要最小限の範囲で高さを定めております。
27	地区計画という、その地域の特色に合った制度で行うことには賛成。	2	新景観政策において、一律的な高さ制限だけでは、都市の硬直化を招き、活力ある都市の形成が困難になることから、一定のまとまりをもった地区において、総合的・計画的な配慮がなされたものについては地区計画制度により高さの特例を認める制度を設けております。
28	多くの文化交流施設を集積する岡崎地域でのパチンコ屋など「建築物等の用途の制限」を設けることに賛成。	1	パチンコ屋等の風俗営業については、風営法に基づく京都府の条例により、立地が出来ない地域となっていますが、地区計画の指定により、パチンコ屋等を含む、岡崎地域のにぎわい創出に必要な用途を制限し、文化・交流ゾーンとしての位置付けを明確にしております。
29	基本的には賛成。ただし、地域の場所性を考慮すると、京都会館の31メートルは突出しすぎると思うので、27.5メートルにおさめる工夫が望まれる。	1	建物の高さについては第一ホールを建て替えて舞台面を地上付近に設定したとしても、現代の利用ニーズに合わせたホールを目指した場合、舞台内高さが27m必要になり、基本計画では約30mの高さが必要になることを示しております。 御意見にありますように、現在の高さに納めようとした場合、舞台面を地下に設定することになり、舞台機材の搬入や、既存部分との動線の関係などハード面のほか、リフトを用いることによる使用料への反映など克服すべき課題が多く困難ですが、今後、設計を進めていくに当たって、慎重に検討してまいります。
30	京都会館の改修や今回の地区計画に反対ではないが、改修する時には中庭の見え方なども考えて、今後計画を進めるべき。	1	岡崎地域は、緑豊かな地域であり、東山の緑との調和を図りながら、優れた景観の保全・継承に努めてまいります。

(5) 風致地区特別修景地域の指定について (11件)

31	賛成である。	4	<p>風致地区特別修景地域は、現在61の地域で指定しており、地域の特性に応じた規制を行っております。岡崎公園一帯の地域を、今回、新たに特別修景地域に指定することにより、岡崎地域の特性に応じた優れた都市景観を今後も保全・継承してまいります。</p>
32	一律のデザイン規制ではなく、街区ごとにその特色とも言えるデザインをお手本とする特別修景地域の指定は、有名な建築が多い岡崎地域にぴったりの手法である。	3	
33	緑豊かな中に文化交流施設や新しい賑わい創出ができるような風致地区であることを期待する。	1	
34	ゾーンごとの街区建ぺい率も厳しい制限となっているので、今の素晴らしい岡崎の豊かな空間を残していくためにも必要だと思う。	1	
35	風致地区特別修景地域で緑地率や建ぺい率を規制するのはいいが、後で身動きできなくなるのではと危惧する。もう少し緩やかな規制でもいいのではないか。	2	

(6) 屋外広告物規制区域の種別の変更について (8件)

36	ラブホテル群の今のけばけばしい看板は規制してほしい。	4	<p>今回の見直しは、岡崎地域活性化ビジョンの中で、琵琶湖疏水や庭園群を保全・修景すべき文化的景観と位置づけており、コアゾーンと東山山麓を結ぶ地域の市街地景観や歴史的環境の保全・継承を図るため、現在の第2種地域から歴史遺産型第2種地域へ種別を変更し、規制を強化するものです。</p> <p>今回の種別変更に伴い、当該地域の屋外広告物について適切な指導を行ってまいります。</p>
37	屋外広告物規制区域の種別の変更については賛成。	3	<p>岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けて、コアゾーンの東側から琵琶湖疏水や庭園群などが点在する東山山麓に至る市街地景観や歴史的環境の保全・継承を図るため、屋外広告物規制区域を一般型から歴史遺産型に変更いたします。</p>
38	賛成だ。今まで規制のかかっていた看板を掲げている普通の店舗の方々がダメにならないように、しっかりと説明してあげてほしい。	1	<p>屋外広告は、都市の良好な景観形成に大きな影響を与える重要な要素であり、優良な屋外広告物による美しい品格のある都市景観を形成するため、屋外広告物規制を設けています。市民や事業者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>種別変更に伴う屋外広告物の基準の変更点については、丁寧に説明等に努めてまいります。</p>

(7) 歴史的風致維持向上計画の変更について (7件)			
39	拡大を予定されている区域は大いに賛成。	3	
40	歴史的風致維持向上計画の重点地域に、岡崎・吉田が追加になることは、京都の歴史の重層的な魅力と景観が評価されることになり、歓迎したい。	2	明治以降の近代化を牽引してきた岡崎・吉田地域の歴史的背景や、現在形成されている歴史的風致の理念を多くの皆様に知っていただくとともに、重点区域として設定することで、近代化を含む重層的な京都の歴史まちづくりを推進してまいります。
41	歴史的風致維持向上計画の制度で少しでも補助金が入ることを期待するので、区域を拡大することは賛成である。	2	<p>歴史まちづくり法は、平成16年に制定された「景観法」が主に規制により景観形成を図っていくための法律であるのに対し、歴史的風致を維持向上させるための市町村の様々な取組を支援するための法律として文部科学省、農林水産省、国土交通省の三省共管で平成20年に制定されたものです。</p> <p>この法律に基づく「歴史的風致維持向上計画」の中で重点区域を定めることにより、区域内の取組に国の支援制度を活用することができることから、本市では既に4地区を定め、歴史的建造物の保全等の取組を推進しております。</p> <p>今回、重点区域に加えることにより、国の支援制度も活用し、近代建築物等の歴史的な建造物や街路の保全・修景などの取組を推進することが可能となることから、京都の中でも特徴ある近代化遺産を生かした歴史まちづくりを推進してまいります。</p>

岡崎地域活性化ビジョンについて (10件)			
42	岡崎地域活性化ビジョンを実現してほしい。	3	岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けて、ビジョンに掲げる「優れた都市景観・環境の将来への保全・継承」、 「世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能強化」、 「更なる賑わいの創出」を図るため、必要な都市計画制限等の見直しを行ってまいります。
43	岡崎エリアへのアクセスについても向上してほしいと思う(市バス)。駅からの徒歩ルートについても整備してもらいたい。	2	<p>岡崎地域活性化ビジョンでは、実現方策として「地域へのアクセスと地域モビリティの向上」や「道路機能・デザインの向上」を掲げております。</p> <p>岡崎地域の各施設や多くの地域資源をつなぐ道路の機能・デザインに配慮し、来訪者にとって魅力的で回遊しやすい地域づくりを進めてまいります。</p>
44	経済産業省「スマートコミュニティ構想普及支援事業」に申請し、詳細な調査を始めるとある。太陽光のほか、動物のフンを使ったバイオガス発電や、琵琶湖疏水を利用した小水力発電など、まさに現時点の課題にマッチしていると思う。京都市の関連課がひとつのプロジェクトとして討議する絶好の機会ではないだろうか。	1	<p>岡崎地域活性化ビジョンでは、7つの実現方策の柱の一つに、再生可能エネルギーの活用など、環境モデル都市を牽引する取組の実践を掲げております。</p> <p>ビジョンの推進に当たっては、市の関連部局による「市内プロジェクトチーム」を設置し、様々な政策の融合を図りつつ、関連プロジェクトを推進しております。</p>

45	<p>地域特性を生かしたまちづくりをこれからも進めていただきたい。これからも岡崎の魅力を大いに発信してほしい。</p>	1	<p>岡崎地域活性化ビジョンは、多くの方々に愛されている岡崎地域の優れた都市景観・環境を将来へ保全継承しつつ、文化・交流ゾーンとしての機能強化と更なる賑わい創出を目的として、50年後、100年後を見据え長期的な見地に立って策定されたものです。</p> <p>今の地域特性や資源を生かしながら、その結び付きや連携を強めることで地域全体の魅力を向上させ、市民をはじめ「世界の人々が集いほんものに出会うまち『京都岡崎』」の実現に向け、今後とも、官民様々な主体で連携しながら取り組んでまいります。</p>
46	<p>岡崎公園の集客等を考慮し、休憩所や喫茶ルームも充実すべきと思う。</p>	1	<p>岡崎地域活性化ビジョンでは、地域の課題の一つとして「憩い、交流・滞留する機能の不足」が挙げられています。歩いて楽しい岡崎地域に必要な機能として、周辺の景観と調和したカフェ・レストランなど、岡崎地域にふさわしい憩いの空間と賑わいの創出を方策の一つとして掲げております。</p>
47	<p>幕間と終了後の食事が出来る商業施設をお願いしたい。</p>	1	
48	<p>東山を望む豊かな自然に囲まれた岡崎の環境を守りながら、もっと若者が集える京都会館周辺の活性化をぜひ進めてほしい。</p>	1	<p>岡崎地域活性化ビジョンは、優れた都市景観・環境を将来へ保全・継承しつつ、文化・交流ゾーンとしての機能強化と更なる賑わい創出を目的として、50年後、100年後を見据え長期的な見地に立って策定されたものです。</p> <p>ビジョンに掲げる5つの将来像は、多面的かつ普遍的な岡崎の姿であり、それぞれが独立したものでも、また上位・下位という性格のものでもなく、相互に重なり合い、関連しながら発展するものとしております。</p>

京都会館再整備について（65件）

49	京都会館は再整備が必要な時期にどう見てもきている。しっかりと整備して、文化を守り育ててほしい。	16	
50	賛同する。京都会館を更に魅力ある新しいホールとし、岡崎地域により一層人が集う環境作りの目玉になればと思う。	12	
51	京都会館が良くなれば訪れるアーティストの幅は大きく広がるはず。京都会館で夢のある舞台を見れることを心待ちにしている。	8	
52	京都会館の第一ホールが老朽化して機能が低下したあのみままでのいか。文化芸術都市・京都にふさわしいホールが必要であり、大規模な公演にも対応可能なホールとして整備してほしい。	5	京都会館は50年以上にわたって「質の高い文化芸術作品の鑑賞の場」、「市民の皆様が文化芸術活動を発表する場」として親しまれてまいりました。 再整備は現在の施設を、建物価値を継承しながら第一ホールは建て替え、それ以外は既存躯体を残した全面改修をすることとしています。
53	京都会館に関しては色々な意見があると思うが、保存のための保存という意見には賛成できない。今の京都会館の音響が悪いということは一度でも聞きに行ったことのある人ならば周知の事実で、そういった問題の解決や色々な演目を観ることができるようにすることは非常にいいこと。	5	今後、現代の利用ニーズに対応できる舞台機能を確保し、文化芸術都市・京都における文化の殿堂にふさわしいホールとなるよう再整備に取り組んでまいります。
54	京都会館の再整備に関しては、建築関係者の意見ばかりが取りざたされており、実際に利用しているプロモーターや演劇関係者などの意見を聞くことがない。高さの話ばかりが話題になり、事の本質が分かりにくくされているように思う。京都会館の機能を向上させることは京都の文化的価値を更に高め、京都にとって間違いなくプラスになることなので賛成。	5	
55	京都会館は老朽化し、このままではホールとしての機能が果たせなくなり、利用者も減る一方だと思う。施設は使用されてこそ価値のあるものとなるため、これから先の使用を見通し、大規模な公演も行えるようなホールとして、再整備すべきであると考え。	3	



56	京都会館がリニューアルしてオペラや素敵な舞台が見れることは大賛成。 世界の京都岡崎と言っているのだから、オペラができて何が悪いのか。	2	
57	果たして、京都市民の皆さんは、今の京都会館に満足されているのだろうか。確かに、偉い建築家の先生が設計された味のある建物だが、私たちは建物の鑑賞に京都会館を訪れるわけではない。一日も早く制度見直しがされて、再整備されることを希望する。	1	京都会館は50年以上にわたって「質の高い文化芸術作品の鑑賞の場」、「市民の皆様が文化芸術活動を発表する場」として親しまれてまいりました。 再整備は現在の施設を、建物価値を継承しながら第一ホールは建て替え、それ以外は既存躯体を残した全面改修をすることとしています。 今後、現代の利用ニーズに対応できる舞台機能を確保し、文化芸術都市・京都における文化の殿堂にふさわしいホールとなるよう再整備に取り組んでまいります。
58	京都会館はホールとして使われてこそ価値ある建物だ。世界レベルの芸術の舞台として再生し、誇れる施設となってもらいたい。	1	
59	賛成する。国際都市にふさわしい建物をつくってほしい。子どもから老人まで幅広く、利用しやすい建物を希望する。	1	
60	魅力的なホールを建設し、京都の観光PRを促進してほしい。	1	文化芸術都市・京都における文化の殿堂に相応しいホールとなるよう再整備に取り組み、様々な舞台芸術が公演され、市民の皆様や観光で京都に来られた方にも楽しんで頂けるよう、再整備に取り組んでまいります。
61	賛成する。行きたくなる会館にしてほしい。	1	様々な舞台芸術が公演され、市民の皆様に鑑賞していただく機会を提供できるよう、再整備に取り組んでまいります。
62	京都会館について、老朽化による改修、耐震化は必要なこと。外観とエントランスロビー階段等、内装にはあまり手を加えずにいてほしい。ホールの中、音響をよくすることを中心に舞台の広さ、座席の間隔、ホール内の明るさなど、ここを重点に、改修してもらいたい。会館内のレストランは充実させてほしい。	1	京都会館は50年以上にわたって「質の高い文化芸術作品の鑑賞の場」、「市民の皆様が文化芸術活動を発表する場」として親しまれてまいりました。 再整備は現在の施設を、建物価値を継承しながら第一ホールは建て替え、それ以外は既存躯体を残した全面改修をすることとしています。 今後、現代の利用ニーズに対応できる舞台機能を確保し、文化芸術都市・京都における文化の殿堂にふさわしいホールとなるよう再整備に取り組んでまいります。 なお、二条通に面した会議棟1階部分にカフェやレストランなどの賑わい施設を設置し、京都会館の来館者だけでなく、岡崎地域に訪れた方にも御利用いただくことで、地域の賑わい創出に向けた検討を進めてまいります。

63	京都会館の第一ホールが建て替えられることで、より良いものが京都会館の場で見ることができるのであれば、それは京都の人々にとって長期的には絶対に良いことだ。	1	50年を超える京都会館の歴史の中で、様々なジャンルの公演が行われてまいりました。 現在、特に第一ホールについては舞台が狭く、舞台内高さが低いといった利用者からすれば使いにくい舞台であり、求められる舞台機能が高度化するなか、それに対応できず、かつて実施されていた様々な舞台芸術が減少しているのは紛れもない事実です。 今回、第一ホールを建て替え、その他は全面改修をすることで様々なジャンルの公演が再び可能となる機能を確保し、加えて実際に御利用いただけるような魅力あるホールとなることを目指し、再整備に取り組んでまいります。
64	岡崎に住む者としては、京都会館を再整備するからには中途半端なこととはしてもらいたくない。文化レベルのすぐれた芸術の舞台として再生し誇れる施設となってもらいたい。	1	京都会館は京都で最大・唯一の文化芸術ゾーンである岡崎地域のシンボリックな存在として、広く市民の皆様に親しまれており、再整備は現在の施設を、建物価値を継承しながら第一ホールは建て替え、それ以外は既存躯体を残した全面改修をすることとしています。 今後、現代の利用ニーズに対応できる舞台機能を確保し、文化芸術都市・京都における文化の殿堂にふさわしいホールとなるよう再整備に取り組んでまいります。
65	京都会館は、暗くてトイレも古くてバリアフリーではないし、もう少し明るい感じで再整備してほしい。きれいになって、もっと素敵なコンサートやショーが見られることを楽しみにしている。	1	京都会館再整備基本計画では、エレベーターの設置などによるバリアフリー化、トイレの充実、ホワイエサービスの充実等を予定しております。 市民の皆様により快適に鑑賞していただけるよう、再整備に取り組んでまいります。

## 2 見直し素案等に反対する御意見

番号	市民の皆様のお意見要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 素案全般について (9件)			
66	見直し案に反対。	7	岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けて、必要な見直しであると考えております。
67	静かな地域の破壊を招くような計画は即刻中止を希望する。一部の者だけが利益を得る改悪は、ひとつひとつその芽をつみとるべきである。	1	今回の見直しは、大規模な開発を呼び込もうとするものではなく、基本的な考え方としては、現在の岡崎地域の魅力を将来に継承するため、都市計画として明確に位置付けるものです。
68	京都会館周囲の制限は現状維持するべき。	1	地区計画による高さ制限は、岡崎地域活性化ビジョンの実現を図るために定めようとするものです。 現行の15メートルの高さ制限を基本としつつ、みやこめっせや京都市美術館などの既存建物の高さや「京都会館再整備基本計画」で求められている施設機能の充実に必要な高さを踏まえ、既存建物を将来にわたり、使い続けられるよう施設機能の向上を図りながら、保全・継承するために必要な高さを必要最小限の範囲で定めるものです。

(2) 特別用途地区の指定・特別用途地区建築条例の制定について (6件)

69	見直しに反対する。	3	見直し素案は、広々とした空間など岡崎の魅力を保全・継承しつつ、文化・交流機能の強化による更なる賑わいの創出を図るものです。既存建物の老朽化が進む岡崎において、現在の雰囲気将来にわたり、引き継ぐためにも、必要な制度であると考えております。
70	用途地域の変更を前提とした変更であると読めるので、用途地域の変更に反対であるゆえに反対する。	1	
71	優れた景観の岡崎には、劇場、映画館、演芸場または観覧場の新たな建設は不要だ。	2	

(3) 用途地域の変更について (31件)

72	見直しには反対だ。	10	岡崎地域の文化・交流拠点としての機能強化や更なる賑わいの創出を図る特別用途地区の目的と効果を明確にするため、冷泉通北側の区域の用途地域を変更し、冷泉通南側と同じ用途地域である第二種住居地域とすべきと考えています。 また、岡崎地域活性化ビジョンにおいて、武道センターや平安神宮を含む岡崎地域一帯が連携して、文化・交流ゾーンとしての機能強化、更なる賑わいの創出を図るべき地域とされていることから、既に冷泉通南側について指定されており、店舗や事務所等の混在を許容しつつ主として住環境を保護する必要のある地域に指定する「第二種住居地域」とすることが、当該地にふさわしい用途地域であり、そのうえで、劇場や展示場等現に立地している文化交流施設のみを特別用途地区で緩和することで、当該地の文化交流ゾーンとしての都市計画上の位置付けも明確になるものと考えています。 なお、今ある岡崎地域の「優れた都市景観・環境の将来への保全・継承」等を都市計画制限等の見直しの目的としており、用途地域の変更により新たな大規模施設を誘致しようとするものではありません。 また、平安神宮のある街区については、地区計画の指定により、ボーリング場等の娯楽施設、パチンコ屋等の遊戯施設等の制限する用途を定めています。
73	平安神宮や武道館のある地域を第二種住居地域に指定することには反対。	6	
74	建築できる建築物の種類は相当多くなり、ホテル・旅館、ボーリング場、パチンコ屋、自動車修理工場などの建築ができることとなる。市民の憩いの場として岡崎地域を残してほしい。	5	
75	今の閑静な住環境は守っていただきたい。	1	
76	特別に変更することなく従来通りでよい。	1	
77	錦林小学校、岡崎中学校が近くにあるので、賑わい創出の場所にしないで。子供たちの成長の環境を守るため、用途地域の変更には反対。	1	
78	カフェ・レストランが増えると商店街の問題と一緒に死活問題になる。	1	

79	岡崎通東側を第二種住居地域に指定することは、パチンコ等をよびこみ、閑静な住環境の破壊や想定外の治安の悪化を招くもので、認めることはできない。	6	<p>冷泉通北側の岡崎通東側沿道については、店舗、飲食店、医院、事業所が5割以上を占めており、既に第二種住居地域に指定されている冷泉通南側岡崎通沿道と同様の土地利用の現況となっています。このような状況も踏まえ、岡崎通沿道については専用住宅を主とした「住居専用地域」ではなく、店舗や事務所等の混在を許容しつつ主として住環境を保護する必要のある地域に指定する「第二種住居地域」とすることが、都市計画上ふさわしいものと考えています。</p> <p>なお、岡崎通東側については、間口の狭い敷地が多く、また、岡崎道から25メートル以上東側はホテル等が立地できない第一種中高層住居専用地域となっていることから、大規模な敷地が必要なホテル等が立地する可能性は低いと考えられ、既に「第二種住居地域」となっている冷泉通南側について、現にそのような土地利用の状況は見られません。また、マージャン屋、パチンコ屋等の風俗営業については、風営法に基づく京都府の条例により、立地が出来ない地域となっています。</p>
----	--	---	--

(4) 地区計画の指定について (58件)

80	岡崎地域の景観を守るため、高さ制限は必要であり、地区計画で高さを緩和することは、良好な景観を壊すことになるので反対である。	10	<p>平成19年に実施した新景観政策において、歴史的建造物や山並みなどの調和を図るため、都心部から山すそ部に行くに従って建物の高さを低くすることを基本に、広く市街地の高さ制限の引き下げを行いました。一方、一律的な高さ制限だけでは、都市の硬直化を招き、活力ある都市の形成が困難になることから、総合的・計画的な配慮がなされたものについては地区計画制度により特例を認める制度を設けています。</p>
81	現行の高さ制限15メートルは京都市が自ら決めたことで自ら守るべきであり、地区計画によって高さ制限を引き上げることは反対。	9	<p>岡崎地域については、わが国を代表する文化・交流ゾーンとして、そして高いデザイン水準を有する既存の建物と広々とした空間や水と緑が一体となった素晴らしい都市景観、都市環境を有し、まさに市民の財産です。そのため、岡崎地域においては、15mの高さ規制を基本とし、既存建物を将来にわたり、使い続けられるよう施設機能の向上を図りながら、保全・継承するために必要な高さを地区計画制度を活用し、最小限の範囲で定めることとしたものです。</p>
82	地区計画の指定に反対。	8	<p>これにより、市民の財産ともいえる岡崎地域の素晴らしい都市機能や都市景観を将来に継承していく所存です。</p>
83	建物の高さに合わせて高さ規制を緩和しては、高さ規制の意味が無い。	1	
84	地区計画の指定では、特例許可制度のように、周辺住民への説明会の開催や景観審査会への意見聴取等の手続は不要であり、「地域の特性に合わせたきめ細やかな高さの規定」を定めようとする「新景観政策」に明らかに逆行するものである。安易に地区計画の指定に頼るのではなく、特例許可制度の利用を考えるべきである。	8	<p>岡崎地域については、わが国有数の文化・交流ゾーンであり、そこに立地する既存建物は、広く市民にとっても大変重要です。</p> <p>さらに建物と広々とした空間とが織りなす岡崎ならではの都市景観を形成しており、これらはまさに市民にとって掛け替えのない財産です。このように岡崎地域そのものが、市民的財産であり、都市の宝であるからこそ、建物ごとの個別の許可制度ではなく、地区計画制度を活用し、しっかりと都市計画に位置付けることとしたものです。</p> <p>なお、今回適用する地区計画制度では、特例許可と同様に、周辺住民への説明会の開催(8月6日、9日実施済)や美観風致審議会への意見聴取等の手続を行い、更には、都市計画法の規定に基づき、地区計画の原案の公告・縦覧、案の公告・縦覧と意見書の受付、都市計画審議会における審議を経て決定する必要があります。</p>

85	京都会館の改修のための高さ制限の引き上げに反対。改修により周辺も含めた景観が損なわれる。	7	
86	地区計画案では、京都会館の高さを31メートルに引き上げることを前提にしている。京都会館の改築に当たっての高さ制限の引き上げには反対だ。	6	地区計画による高さ制限は、岡崎地域活性化ビジョンの実現を図るために定めようとするものです。現行の15メートルの高さ制限を基本としつつ、みやこめっせや京都市美術館などの既存建物の高さや「京都会館再整備基本計画」で求められている施設機能の充実に必要な高さを踏まえ、既存建物を将来にわたり、使い続けられるよう施設機能の向上を図りながら、保全・継承するために必要な高さを必要最小限の範囲で定めるものです。
87	全地区において現行の15メートルの高さ制限を堅持すべき。	2	
88	地区計画の高さ制限は現状の高さまでとすべき。	2	<p>新景観政策では、三山、歴史的建造物、歴史的町並みへの配慮をしつつ、良好な景観形成、市街地環境の整備、都市機能の充実に観点から、大きなまとまりのある区域ごとに高さを定めるとともに、地域の拠点となる地区や大学、病院など特に都市機能上の配慮が求められる地区については、それぞれに必要な高さを定めています。</p> <p>新景観政策では、岡崎地域を含む鴨川東側の地域全体として、東山の山並みや歴史的な建造物と調和した良好な町並み景観の形成に向けて、大きなまとまりのある区域ごとの高さ規制として15メートルに設定しています。</p> <p>岡崎地域は、岡崎地域活性化ビジョンの策定を踏まえ、現在の良好な景観を維持・継承するために、15メートルを高さ規制の基本とするとともに、文化・交流ゾーンとしての施設機能の向上を図る観点を踏まえ、地区計画を活用し、土地利用や建物配置、高さ、形態意匠など総合的な配慮をした中で、きめ細かく必要最小限の範囲で高さを定めております。</p>
89	京都会館の建て替えに支障となる高さ規制をクリアするための地区計画策定は本末転倒である。	2	<p>現行の15メートルの高さ制限を基本とし、将来にわたり、使い続けられるよう施設機能の向上を図りながら、既存建物を保全・継承するために必要な高さを地区計画制度を活用し、最小限の範囲で定めることとしたものです。</p> <p>また、地区計画では、高さの最高限度だけでなく、敷地面積の最低限度や壁面位置の制限を定めるとともに、風致地区特別修景地域の指定により、街区単位での建ぺい率を、現状を踏まえ、20%から40%までの範囲で定めています。これらの制度の活用により、敷地内だけでなく、道路や琵琶湖疏水からも、空間の広がりを未来に継承できるものと考えております。</p> <p>地区計画は、街区単位できめ細かな市街地像を実現していく制度であり、用途地域等と合わせて活用されるものであり、検討しております地区計画については、この制度の趣旨に合致するものと考えております。</p>
90	岡崎地域は東山を借景にした今のままでよい。賑わいのための地区計画は必要ない。	2	見直し素案では、広々とした空間など岡崎の魅力を保全継承しつつ、文化・交流機能の強化による更なる賑わいの創出を図るものです。既存建物の老朽化が進む岡崎において、現在の雰囲気将来にわたり、引き継ぐためにも、地区計画を活用することが必要であると考えております。

91	かなり厳しい計画である。敷地からの距離が大きすぎ。カフェとかできないのではないか。デザインは今のものを残すことだけ考えたら新しい創造ができない。岡崎地域で新しい創造ができなくてどうするのか。京都市の考えは厳しすぎて都市の発展をさまたげる。	1	岡崎地域については、わが国を代表する文化・交流ゾーンとして、そして高いデザイン水準を有する既存の建物と広々とした空間や水と緑が一体となった素晴らしい都市景観、都市環境を有し、まさに市民の財産であることから、地区計画制度の活用により、優れた都市景観・環境の保全・継承や更なる賑わいの創出を図ってまいります。 現在の広々とした空間の継承を行ううえでも、高さ制限の緩和に合わせて、壁面位置の制限等が必要と考えております。
----	---	---	--

(5) 風致地区特別修景地域の指定について (2件)

92	今の緑は多すぎる。岡崎公園はもう少し狭くして広場のようにすべきである。管理もまともにできないのだから、違う公園の雰囲気デザインすべきである。	1	岡崎地域活性化ビジョンでは、魅力あふれる公園づくりを掲げております。いただいた御意見につきましては、今後ビジョン推進に当たっての参考にさせていただきます。
93	現在の風致地区第5種地域の指定のままで良い。	1	特別修景地域は、現在61の地域で指定されており、地域の特性に応じた規制を行っています。岡崎公園一帯の地域を、今回新たに指定することにより、この地域の優れた都市景観を今後も保全継承してまいります。

(6) 屋外広告物規制区域の種別の変更について (0件)

(7) 歴史的風致維持向上計画の変更について (0件)

岡崎地域活性化ビジョンについて (7件)

94	地域の活性化と、げばげばしいまちにすることは根本的に異なり、岡崎地域に賑わいなどの“発展”はふさわしくない。岡崎地域活性化ビジョンを練り直せ。	2	岡崎地域活性化ビジョンでは、岡崎地域の優れた都市景観・環境を将来へ保全・継承することを大きな目的に掲げており、げばげばしいまちを目指すものではありません。 今後も、官民様々な主体が連携しながら、今ある岡崎の良さを生かしつつ、岡崎にふさわしい魅力づくりに取り組んでまいりたいと考えております。
95	「このままの岡崎であってほしい」、 「魅力は再開発によって生まれない」というのが説明会での共通の意見であった。私もそう思う。本来の岡崎地域の魅力を光らせる方向とは相入れない。	1	
96	閑静な地域であり住環境に適しているのに、夜の賑わい等は不要であり、ライトアップはやめてほしい。チャラチャラした飲食店がくると折角の風情が台無しになる。	2	岡崎地域活性化ビジョンに掲げる方策の一つである「多くの人々が訪れたいくなる新たな賑わいの創出」の中に、その具体策として夜の魅力創出を掲げておりますが、閑静な住宅地に賑わいを呼び込もうとするものではなく、夜間開館する文化・交流施設等を岡崎にふさわしい「あかり」で結ぼうとするものです。 当然深夜を想定するような取組ではございません。

97	<p>本当の京都の良さを分かっているのか。MICEを中心とした外国人の受入れの器をつくる必要がない。ありのままの京都を京都市は守るべきだ。</p>	1	<p>岡崎地域活性化ビジョンは、多くの方々に愛されている岡崎地域の優れた都市景観・環境を将来へ保全・継承しつつ、文化・交流ゾーンとしての機能強化と更なる賑わい創出を目的として、50年後、100年後を見据え長期的な見地に立って策定されたものです。</p> <p>今の地域特性や資源を生かしながら、その結び付きや連携を強めることで地域全体の魅力を向上させ、市民をはじめ「世界の人々が集いほんものに出会うまち『京都岡崎』」の実現に向け、今後とも、官民様々な主体で連携しながら取り組んでまいります。</p>
98	<p>岡崎公園一帯での野外飲食店など営利目的の行為は行わず、現在の京都らしさ、岡崎らしさを守ってほしい。</p>	1	<p>岡崎地域活性化ビジョンでは、地域の課題の一つとして「憩い、交流・滞留する機能の不足」があげられています。歩いて楽しい岡崎地域に必要な機能として、周辺の景観と調和したカフェ・レストランなど、岡崎地域にふさわしい憩いの空間と賑わいの創出を方策の一つとして掲げております。</p>
<p>京都会館再整備について（23件）</p>			
99	<p>京都会館については、その文化的・建築的価値より、音響効果の改善等の修繕にとどめ、建て替え・高層化計画は撤回すべき。手続的には原状を保全する案を含めて、十分に市民の意見を聞くべきであり、拙速であってはならない。</p>	6	<p>50年前に建てられた京都会館は老朽化に加え、現行の耐震規定やバリアフリー、避難・防火規定といった現行法規定に適合しておらず、また、舞台機能そのものが現代の利用ニーズに適合していない状況にあるため、舞台面積の拡大や舞台内高さを上げるなど、建物全体を見据えた抜本的な対策が必要です。</p> <p>京都会館の再整備に当たっては、平成14年度の耐震調査以降、これまで9年間にわたり様々な取組を進めてきた結果、基本計画策定に至ったもので、決して拙速に進めているわけではございません。</p> <p>今後、現代の利用ニーズに対応できる舞台機能を確保し、文化芸術都市・京都における文化の殿堂にふさわしいホールとなるよう再整備に取り組んでまいります。</p>
100	<p>京都会館第一ホールの建て替えは、地下を掘り下げることとし、地上部の高さ15メートル以下にしてほしい。</p>	3	<p>今回の再整備計画に当たっては、舞台機能そのものが現代の利用ニーズに適合していない状況にあるため、舞台面積の拡大や舞台内高さを上げるなど、音響だけでなく建物全体を見据えた抜本的な対策が必要で、第一ホールのみ建て替え、残る部分は既存躯体を残した全面改修を行うこととしています。</p> <p>その中で、第一ホールについて、必要な舞台内高さを確保しつつ、建物高さを15m以下に設定しようとする場合、舞台面は地上から15m以上掘り下げた位置に設置する必要があります。</p> <p>こうした場合、現在の敷地内で機材を搬出入するのに必要な車路を確保することができず、また、昇降機を用いて搬出入作業をしたとしても設置と維持管理に多額の費用を要し、その結果使用料に反映されることや、既存部分との動線確保ができないことなど現実的ではありません。</p>

101	<p>京都市は、第一ホールはすべて建て替え、他は全面改修する案(改修案B)を白紙撤回し、京都会館の建物の価値を含め、公表されていない京都会館機能改善可能性調査結果等、広く情報提供したうえで、更なる説明会や意見募集の機会を設けるべきである。</p>	2	<p>京都会館の再整備に当たっては、平成14年度の耐震調査以降、御意見にもありますように、これまで9年間にわたり様々な取組を進めてきました。</p> <p>平成18年12月に京都会館再整備検討委員会から出された「京都会館再整備の基本的な方向性に関する意見書」におきましては、A案（地上躯体部分の増築なしの改修）又はB案（舞台部分等を拡張する改修）を中心に今後詳細な再整備の構想・計画を立案していくべきと記載されていますが、続けて、C案（建替え）を支持する意見が複数あったことも踏まえて検討していくことが期待されており、今回の計画策定はこの方向性のとったものです。</p> <p>本市といたしましては、必要に応じて舞台芸術関係者やプロモーター、利用団体などの意向調査を行い、再整備の検討を進めてまいりました。</p> <p>そのうえで、本年6月23日に再整備基本計画の策定に至りました。</p> <p>建物価値の継承に関する検討につきましては、有識者の御意見をいただきながら慎重に設計を進めてまいります。</p>
102	<p>この見直し素案の前提となっている京都会館再整備基本計画の見直しを求める。</p>	2	<p>京都会館の再整備に当たっては、平成14年度の耐震調査以降、これまで9年間にわたり様々な取組を進めてきました。</p> <p>そのうえで、本年6月23日に再整備基本計画の策定に至りました。</p> <p>基本計画の策定に当たっては、これまでに実施した内部検討の結果を踏まえ、ハード面はもちろんのこと、ソフト面を十分に検証いたしました。</p> <p>また、基本計画策定までの取組において、舞台芸術関係者や利用団体などに意見聴取を行い、これまでに行ってきた利用者やプロモーターの意向調査の結果と合わせて必要とされる舞台規模を検証したものです。</p> <p>建物価値の継承に関する検討につきましては、有識者の御意見をいただきながら慎重に設計を進めてまいります。</p>
103	<p>オペラハウス建設に反対。オペラを見るのはほぼ富裕層だけで、一般市民には馴染みがない。今一度、あの建物の建築的価値と京都の舞台芸術界の勉強をし直してほしい。</p>	2	<p>今回の京都会館再整備の前提として、昨年末以来の報道にあったような「オペラ専用ホール」とするようなことはありません。</p> <p>従来の多目的ホールとしての位置付けを前提としつつ、その中で様々な舞台芸術が公演され、市民の皆様に鑑賞していただく機会を提供できるよう、再整備に取り組んでまいります。</p> <p>京都会館は50年以上にわたって「質の高い文化芸術作品の鑑賞の場」、「市民の皆様が文化芸術活動を発表する場」として親しまれてまいりました。今後、現代の利用ニーズに対応できる舞台機能を確保し、文化芸術都市・京都における文化の殿堂にふさわしいホールとなるよう再整備に取り組んでまいります。</p> <p>オペラにつきましては、他都市では子どもの鑑賞教育を実施したり、安価な席を設けたりなど、様々な工夫をされていますので、京都会館で実施する場合には十分に検討してまいります。</p> <p>また、建物価値の継承に関する検討につきましては、有識者の御意見をいただきながら慎重に設計を進めてまいります。</p>



104	<p>京都会館第一ホール部分を高く改築することを前提に高さ制限を上げているが、そもそも京都会館の外観の大幅な変更を伴う改築は、現在の建物の価値を壊してしまうことになり、前川國男の貴重なモダニズム建築を破壊することになる。</p>	2	<p>京都会館が近代建築物として高く評価されていることは十分に認識しておりますが、市民公共のためのホールである以上、その時代に合った機能が整備されないと建物としての活用も維持も困難になります。</p> <p>今後の再整備において、建物価値継承に関する検討は、有識者の御意見をいただきながら慎重に設計を進めてまいります。</p>
105	<p>今回の見直し素案では、京都会館の建て替えにかかわる「基本計画」も、こうした一連のものであり問題である。京都会館の歴史的価値にとっても、逆行する高さ制限の緩和は、どんな理由をつけても全く合理性のないものである。ところが、いずれの「説明会」も、詳細な経過や根拠の資料は、極めてずさんで、隠していると取られてもしかたない対応であった。さらに説明も、まともに答えられていないことが多く、それにもかかわらず時間がきたらそれで終了とするなど、説明をしたという「形」だけを残そうとしているのではないか。</p>	1	<p>京都会館の再整備に当たっては、平成14年度の耐震調査以降、これまで9年間にわたり様々な取組を進めてきました。</p> <p>また、再整備基本計画の策定に当たっては、平成23年1月から2月にかけてパブリックコメントを行ったうえで、本年6月に基本計画の策定を市民の皆様にお知らせするに至りました。</p> <p>高さについては、第一ホールを建て替えて舞台面を地上付近に設定したとしても、現代の利用ニーズに合わせたホールを目指した場合、舞台内高さが27メートル必要になり、基本計画では約30メートルの高さが必要になることを示しております。</p> <p>建物価値の継承に関する検討につきましては、有識者の御意見をいただきながら慎重に設計を進めてまいります。</p>
106	<p>安易な商業主義による京都会館の改修(ほとんど建替え)計画は後世の市民に対して負の遺産を残すことになる。同時期に竣工している東京文化会館の事例をなぜ見習えないのか疑問。もしも京都市にオリジナルを出来る限り残すという方針や、第一ホールを使い勝手のよいものにするというしっかりした考えがあるのであればそれを基本とした設計コンペを行い、よい案を内外から広く集めるべき。</p>	1	<p>京都会館の再整備に当たっては、平成14年度の耐震調査以降、これまで9年間にわたり様々な取組を進めてきました。</p> <p>決して安易な商業主義によるようなものではなく、京都市民にとって非常に大切な京都会館をいかにして現代のホールとして甦らせるかを真剣に考え、今回の基本計画策定に至ったものです。</p> <p>また、京都会館の建物価値を大切にするからこそ、現代のホールに必要な機能を確保するため、第一ホールのみを建て替え、それ以外の部分は既存躯体を残した全面改修とする方針としています。</p> <p>東京文化会館と京都会館は設計者が同じとはいえ、東京文化会館では舞台の上部空間にフライタワーが当初から設けられるなど、施設の前かが異なっており、一概に東京文化会館の改修事例のすべてを参考にするわけにはいきませんが、建物価値の継承に関する検討につきましては、有識者の御意見をいただきながら慎重に設計を進めてまいります。</p>
107	<p>京都会館を再整備するのであれば、他の場所(岡崎公園以外)に新たに建設すべき。</p>	2	<p>京都会館は、京都で最大・唯一の文化芸術ゾーンである岡崎地域のシンボリックな存在として、広く市民の皆様親しまれており、より一層の活用を図っていくため、現地での整備を前提としています。</p> <p>再整備は現在の施設を、建物価値を継承しながら第一ホールは建て替え、それ以外は既存躯体を残した全面改修をすることとしています。</p> <p>今後、現代の利用ニーズに対応できる舞台機能を確保し、文化芸術都市・京都における文化の殿堂にふさわしいホールとなるよう再整備を行うことで、市民の皆様の御期待に添えるよう取り組んでまいります。</p>

108	<p>京都会館のこれからについて、何でも壊して建て直す時代は終わったので、取り壊しでなく、現状のリフォームで使いやすい建物にすること。現在の市の赤字財政を考えると多額の出費を市の財政からしている時ではないので、できれば、ロームからの基金内で収まる改装費にすること。高いオペラを見れるだけの余裕のある市民は多くないので、オペラをできるようにするには、多額の費用がかかるならば、オペラは滋賀県にお願いしてコンサートとバレエだけでよいと思う。</p>	1	<p>改修により建物を使いやすく、かつ寿命を延ばしていくことは大切なことです。京都会館についても、建物の価値を継承しつつ、現代的なニーズに適合するよう第一ホールのみ建て替え、第二ホールと会議棟は既存躯体を残した全面改修する計画としています。</p> <p>舞台内高さの確保については、オペラのためだけでなく、幅広いジャンルのプロモーターや舞台利用者から御希望をいただいているところです。</p> <p>オペラにつきましては、他都市では子どもの鑑賞教育を実施したり、安価な席を設けたりなど、様々な工夫をされていますので、京都会館で実施する場合には十分に検討してまいります。</p>
109	<p>歴史的風致維持向上計画の重点区域に、岡崎公園一帯も含めるのであれば、京都会館解体は行わず、保存・活用の方針に回帰すべきだ。</p>	1	<p>50年前に建てられた京都会館は老朽化に加え、現行の耐震規定やバリアフリー、避難・防火規定といった現行法規に適合しておらず、また、舞台機能そのものが現代の利用ニーズに適合していない状況にあるため、舞台面積の拡大や舞台内高さを上げるなど、建物全体を見据えた抜本的な対策が必要です。</p> <p>今回の再整備は現在の施設を、建物価値を継承しながら第一ホールは建て替え、それ以外は既存躯体を残した全面改修をすることとし、御意見にある「市民が、POP'sや演歌のコンサート、舞台芸術、学校の発表会、講演会など気軽に文化に触れあうことのできる京都会館」の価値をさらに向上させるもので、岡崎地域の魅力向上にもつなげていけるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、近代建築の改修・活用の新たな手本となるよう、再整備を進めてまいります。</p>

### 3 御提案その他の御意見

番号	市民の皆様の御意見要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 素案全般について (8件)			
110	<p>岡崎地域は東山を借景にした今のまま維持して欲しい。</p>	2	<p>今回の見直しでは、広々とした空間など岡崎の魅力を保全・継承しつつ、文化・交流機能の強化による更なる賑わいの創出を図ることとしております。</p>
111	<p>中心にあるべき存在は平安神宮であり、このことを根底に地域を考えるべきである。</p>	1	<p>今回の見直し素案では、平安神宮をはじめ、京都会館、みやこめっせなどが立地する地域をコアゾーンとして、特別用途地域や地区計画の指定などの必要な都市計画制限等の見直しを行い、岡崎地域の文化・交流拠点としての機能強化や更なる賑わいの創出を図ることとしております。</p>
112	<p>この街の良さを無くさない都市計画になることを願う。</p>	1	<p>現在の岡崎地域の魅力を将来に継承するため、都市計画として明確に位置付けてまいります。</p>
113	<p>岡崎界わいの発展もいいが、どこも同じ環境をつくらないようにしてほしい。</p>	1	<p>日本を代表する文化・交流ゾーンである岡崎地域について、その魅力を生かしながら、更なる賑わいの創出を図ることができるよう、必要な都市計画制限等の見直しを行ってまいります。</p>

114	京都の景観を守るため高さ制限は必要である。	1	新景観政策では、三山、歴史的建造物、歴史的町並みへの配慮をしつつ、良好な景観形成、市街地環境の整備、都市機能の充実の観点から、大きなまとまりのある区域ごとに高さを定めるとともに、地域の拠点となる地区や大学、病院など特に都市機能上の配慮が求められる地区については、それぞれに必要な高さを定めています。
115	規制をもっと緩めることであれば賛成。	1	今回の見直しは、特別用途地区の指定や用途地域の変更によって、建築可能な用途を広げる一方で、地区計画や風致地区特別修景地区の指定、更には屋外広告物規制の強化など、規制を強化する内容を盛り込んでいます。 なお、特区申請については、関係部署にお伝えいたします。
116	現状は全ての規制が厳しすぎるので、特区に指定し、規制緩和すること。	1	

## (2) 特別用途地区の指定・特別用途地区建築条例の制定について (2件)

117	制限または緩和する用途・規模、目的等を具体的に示してほしい。	1	見直し素案の目的は、「優れた都市景観・環境の将来への保全・継承」、「世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能強化」、「更なる賑わいの創出」を図ることであり、京都会館(劇場・映画館・演芸場)、みやこめっせ(展示場)、岡崎グラウンド(観覧場)、岡崎地下駐車場の既存建物を緩和することとしております。 なお、制限する用途は住宅系、福祉系、娯楽系などの用途で、地区計画で定めることとしております。
118	何の規制を制限し、何の規制を緩和するのか、それで何を指し、その結果どう変わるのかが具体的に示されていないので、意見のしようがない。	1	

## (3) 用途地域の変更について (2件)

119	市はどのようにして用途地区の変更を行うのか、住民に説明が必要である。住民に十分な時間を与えて、意見を聞き入れてほしい。	2	市民意見募集や、2回の説明会において、市民の皆様の御意見をお伺いする機会を設けており、更には今後も都市計画法の規定に基づき市民の皆様の御意見をいただくこととしております。
-----	---	---	---

## (4) 地区計画の指定について (8件)

120	A地区西南角の現バス駐車場用地の「公共空地」を、「公共緑地」に指定し、歩行者専用の緑地とすべき。	2	今回地区計画で位置付けようとする公共空地については、現在観光駐車場として利用している敷地であり、今後も建物敷地として利用しないことを明確にするため指定しようとするものです。 緑地の確保については、都市公園に指定されている区域はもちろんのこと、京都会館などの建築敷地についても、風致地区の規制、とりわけ今回見直し素案の一つとしてお示ししている緑地率の一部強化により、十分な緑地が確保できるものと考えており、地区計画での緑地指定については予定していません。
121	C地区全部、B地区の公園、D地区の子どもの広場も公共空地に指定してほしい。	1	

122	建築物等の用途制限について、全地域において、素案に掲げる居住施設等に加え、旅館・ホテル等の宿泊施設も制限用途に加えるべきである。なお、用途制限に除外規定を設けるべきではない。	2	見直し素案では、地区計画の用途の制限において、ホテル・旅館については、制限用途に加えていませんが、本市として、岡崎地域にホテル・旅館を新たに建設することは考えていません。 A地区については、住宅系用途の除外規定を設けていますが、これは、現在丸太町通に面して平安神宮の寄宿舎が立地しており、一般に寺社仏閣には庫裏等の住宅機能が求められるため、A地区のうち冷泉通に面する敷地を除き、住宅機能の立地を認めようとするものです。
123	高さ規制を緩和し、法勝寺八角九重の塔の再現を。	1	岡崎地域については、わが国を代表する文化・交流ゾーンとして、そして高いデザイン水準を有する既存の建物と広々とした空間や水と緑が一体となった素晴らしい都市景観、都市環境を有し、まさに市民の財産であることから、地区計画制度の活用により、優れた都市景観・環境の保全継承や更なる賑わいの創出を図ってまいります。 なお、法勝寺の件については、岡崎地域活性化ビジョンに沿うものではないため、今回の素案から外させていただきます。
124	デザイン規制を街区ごとに今あるデザインをベースに考えるに当たり、もっと自由度を高め、これからの建築家達にデザインの提案をしてもらうというのも大事ではないか。	1	形態及び意匠の基準は、地区計画に定められた基準によるものとしています。この中で一定のデザインの方向性は示されていますが、細部にわたり拘束しているものではなく、自由度の高い設計や提案は十分に可能ではないかと考えております。
125	岡崎活性化ビジョンにおいて、疎水沿いの景観を楽しみながら回遊する構想が描かれているが、京都会館の高さや意匠にかかわって、疎水沿いから見た場合に、通行人に対し、現状よりも少しでも圧迫感を与えるようなものについては、高さ・デザインとして認めるべきではないと、明文化して規制すべきである。	1	地区整備計画に定める建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限につきましては、現状の岡崎地域の優れた都市景観の保全・継承を図ることを目的として定めており、地区ごとの特性や中心となる建物と調和することとして、建物の用途や高さ、壁面位置などとともに、総合的に配慮がなされるように基準を定めています。 また、京都会館など具体の計画について、当該基準に基づく手続を行うに当たっては、京都市美観風致審議会の意見を聴取してまいります。
(5) 風致地区特別修景地域の指定について (2件)			
126	現状の建ぺい率と緑被率が示されていないため、現状より厳しいのか緩和されているのか判断できない。疎水を敷地に取り込んでいる分、建ぺい率も低くなっているはず。疎水面積を外した数値も示すべきである。	1	街区単位の緑地率や建ぺい率については、少なくとも現在の各街区内の緑地や空地を確保することを目的として、現況を基に設定していますので、現況よりも緩和しているものではありません。 今回、素案で示した街区単位の建ぺい率や緑地率は、道路や疎水を除いた街区面積に対する割合としています。 なお、風致地区条例では、樹木の投影面積に基づく緑被率ではなく、一定の樹木が存する緑地の面積に関する割合により規制しています。
127	風致地区指定を吉田地区まで拡大することには反対。左京区旧庁舎を売却して近代化遺産をなくしてにおいて、風致地区指定とは理解ができない。	1	今回は、現在風致地区に指定されている岡崎公園一帯の地域を特別修景地域に指定するものであり、新たに風致地区を拡大するものではありません。吉田地域につきましては、従前より、風致地区もしくは美観地区に指定されております。 なお、歴史的風致維持向上計画の変更により、吉田地域を重点区域としますが、この拡大は、新たに規制を行うためのものではありません。当該地域を新たに重点区域に加えることによって、国の支援を受けながら、歴史的建造物の保全等の取組を推進することが可能となることから拡大するものです。

(6) 屋外広告物規制区域の種別の変更について (9件)

128	祝祭空間であるコアの部分については、ハレの日のしつらいや屋外アートと、看板規制のメリハリをつけてほしい。	3	岡崎地域活性化ビジョンで示されたコアゾーンのうち建築敷地の大半は屋外広告物の「禁止区域」の指定をしていますが、国や地方公共団体などが公共目的のために表示する広告物や各施設の管理者の承諾を得て表示する自家用の広告物などは、表示可能です。 本地域における屋外広告物の表示については、岡崎地域の素晴らしい景観との調和を基本に、文化交流ゾーンとしての情報発信や賑わいにも考慮してまいります。
129	屋外広告物はきびしすぎる。きびしくすればよいというものではない。	2	屋外広告物は、都市の良好な景観形成に大きな影響を与える重要な要素であり、優良な屋外広告物による美しい品格のある都市景観を形成するため、屋外広告物規制を設けています。市民や事業者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。 種別変更に伴う屋外広告物の基準の変更点については、丁寧に説明等に努めてまいります。
130	屋外広告の規制を入れることで、いかにアピールをするか。工夫を凝らすことにもつながり、他の都道府県にはない京都らしい広告を出していくことができると思う。ただ、規制ばかりをするのでは、自由な表現や新しい発想等も生まれにくくなるのではないか。地域活性化のためには地元の方の意見も重要となるので、規制をするだけではなく、どういふものなら可能なのか、明確なほうが理解してもらいやすいかと思う。	1	
131	岡崎、南禅寺地区にあるラブホテル全般を対象にした広告物規制区域を作らないと、岡崎、南禅寺地区の雰囲気が良くないと思う。せめて、瓢亭や竹茂楼の周辺だけでも同じように歴史遺産型第2種地域に変更していただけたらと思う。	1	今回の見直しは、岡崎地域活性化ビジョンの中で、琵琶湖疏水や庭園群を保全・修景すべき文化的景観と位置付けており、コアゾーンと東山山麓を結ぶ地域の市街地景観や歴史的環境の保全・継承を図るため、現在の第2種地域から歴史遺産型第2種地域へ種別を変更し、規制を強化するものです。 今回の種別変更に伴い、当該地域の屋外広告物について適切な指導を行ってまいります。 なお、歴史遺産型第2種地域の更なる区域の拡大につきましては、今後の課題として検討してまいります。
132	屋外広告物規制区域の変更地域を広げて欲しい。A地区及びC地区の東側も規制区域に指定して欲しい。肝心のラブホテルが規制の対象になっていない。	1	
133	屋外広告物の規制をなくすのに大賛成。	1	今回の見直しは、岡崎地域活性化ビジョンの中で、琵琶湖疏水や庭園群を保全・修景すべき文化的景観と位置付けており、コアゾーンと東山山麓を結ぶ地域の市街地景観や歴史的環境の保全・継承を図るため、現在の第2種地域から歴史遺産型第2種地域へ種別を変更し、規制を強化するものです。

(7) 歴史的風致維持向上計画の変更について (5件)

134	歴史的風致維持向上計画はどのようなメリットがあるのかよく分からない。	2	
135	A地区(平安神宮), B地区(京都會館), D地区(みやこめっせ, 図書館, 美術館), E地区(京都市美術館)等は, 現状のままで良い。F地区(動物園)は, 昔は子どもの遊戯施設や飲食店等があったが, 少子化により自主的に廃止になったと思うので, 特に考慮する必要は無いと思う。	1	歴史まちづくり法は, 平成16年に制定された「景観法」が主に規制により景観形成を図っていくための法律であるのに対し, 歴史的風致を維持向上させるための市町村の様々な取組を支援するための法律として文部科学省, 農林水産省, 国土交通省の三省共管で平成20年に制定されたものです。 この法律に基づく「歴史的風致維持向上計画」の中で重点区域を定めることにより, 区域内の取組に国の支援制度を活用することができることから, 本市では既に4地区を定め, 歴史的建造物の保全等の取組を推進しております。 今回, 重点区域に加えることにより, 国の支援制度も活用し, 近代建築物等の歴史的な建造物や街路の保全・修景などの取組を推進することが可能となることから, 京都の中でも特徴ある近代化遺産を生かした歴史まちづくりを推進してまいります。
136	古いものをなんとなく考えているのかわけが分からない。ヨーロッパの国のように歴史的なものを守るという事をもっと見習ってほしい。勉強が足りない。役所にいるのは月給泥棒といわれて仕方がないのではないか。	1	
137	内容がよく分からないが, 規制強化であれば反対。	1	歴史まちづくり法は, 歴史的風致を維持向上させる市町村の取組を支援するための法律であり, 重点区域を設定することによって新しく規制が発生するものではありません。 なお, 所有者の同意を得て市長が指定を行う歴史的風致形成建造物制度の指定を受けた建造物については, 修理等に対する支援制度を活用しながら, 保全をしていただくこととなります。

岡崎地域活性化ビジョンについて (21件)

138	岡崎グラウンドは広域避難所として確保すべきであり, 大規模商業施設やホテルを建てないでほしい。	9	
139	岡崎グラウンド(C地区)が周辺の雰囲気や施設と合っておらず, スポーツをする場所というのがどうしても雰囲気を壊しているような気がする。大型商業施設をC地区に誘致するといったことが望ましいのではないか。	2	岡崎地域活性化ビジョンでは, 策定段階における市民意見募集の中間まとめにおいても, ビジョンにおいても, 岡崎グラウンドへ大規模商業施設・ホテルを誘致するような記載はなく, 計画もございません。 また, 災害時の広域避難場所としての空間・機能は, 引き続き確保することとしております。 ビジョンでは, 岡崎グラウンドの活用について, 豊かな緑に囲まれた広々としたオープンな空間を大前提に, 多彩なイベントや文化芸術活動, スポーツ・レクリエーションなどを楽しめる交流と創造のスペースや, 周辺の景観と調和した来訪者が憩えるカフェ・レストランなどの賑わいを創出することなどを検討するとしております。
140	利用者の少ないグラウンドを廃止し, 国際的な高級ホテルを誘致すべき。	1	
141	岡崎グラウンドは広域避難場所になっており, 現在のままではいざという場合, ネットが邪魔になってどうにもならないので何とかしてほしい。	1	

142	岡崎グラウンドの活用について、もっと広く市民に活用できるようにすべきではないか。現在は特定の人達が独占している。	2	いただいた御意見につきましては、関係部署にお伝えいたします。
143	建造物が増加したり、今より高い建物が建てられたりしないようお願いしている。方策実現に向けた推進組織の設立に当たっては、岡崎地域に暮らす方々の意見をよく聞き、その思いが反映できるようにしてほしい。	2	ビジョン推進の取組状況については、市民しんぶんやホームページにより、市民の皆様へ広く周知を図るとともに、地域の声を踏まえつつ各種の取組を進めてまいります。 なお、今年7月に設立された、岡崎地域活性化ビジョンの推進を担う官民連携組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」には、地元の自治連合会や商店街組合にも参画いただいております。
144	ライトアップの案があるようだが、あまり良いとは思わない。平安神宮や美術館などが閉まった後、遅い時間に多くの人が集まると、治安の面でも気がかりである。どうしても行うなら、せめて夜の9時までくらいに時間を限り、ライトも平安神宮の厳かな空気を壊さない程度のものにするなどの配慮をしてほしい。	1	岡崎地域活性化ビジョンに掲げる方策の一つである「多くの人々が訪れたい新たな賑わいの創出」の中に、その具体策として夜の魅力創出を掲げておりますが、閑静な住宅地に賑わいを呼び込もうとするものではなく、夜間開館する文化・交流施設等を岡崎にふさわしい「あかり」で結ぼうとするものです。 当然深夜を想定するような取組ではございません。
145	岡崎地域の文化・交流ゾーンとしての位置付けを明確にして、岡崎の成り立ちからきちんと住民に説明すべき。	1	岡崎地域活性化ビジョンでは、岡崎地域の文化・交流ゾーンとしての成り立ちや歴史について御紹介しております。岡崎の多様なポテンシャルを踏まえ、官民連携で世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能強化を図ってまいります。
146	ビジョンの方策の中に「世界に向けて魅力・情報を発信する」とあるが、どのようなものか。	1	岡崎に集積する施設情報や魅力情報を総合的に発信する「ポータルサイト」の開設などによる多様な情報発信の取組や、岡崎で展開される催し情報を集約した「イベントカレンダー」の開設などにより、優れた地域資源や地域の取組をつなぎ、魅力を向上させることにより、他にはない岡崎地域の個性・魅力を構築するとともに、積極的な情報発信などにより岡崎地域の知名度や集客力の向上を図ろうとするものです。
147	グラウンドにカフェなどをつくることは、二条通の商売人にとって営業妨害になるので、グラウンドはあくまで運動する場所であってほしいと望む。二条通の鴨川にかけての通りも、もっと活性化を望む。	1	岡崎地域活性化ビジョンでは、岡崎グラウンドの活用について、豊かな緑に囲まれた広々としたオープンな空間を大前提に、多彩なイベントや文化芸術活動、スポーツ・レクリエーションなどを楽しめる交流と創造のスペースや、周辺の景観と調和した来訪者が憩えるカフェ・レストランなどの賑わいを創出することなどを検討するとしております。 なお、地域全体の活性化のためには、行政だけでなく、商店街、事業者など様々な主体がそれぞれの立場と役割の中で連携して取組を進めることが必要と考えております。

京都会館再整備について（13件）

148	京都会館について、老朽化及び機能の不備であれば、改築もしくは建て替えになるだろうが、メリット・デメリットの提示及びその後の使用料の改定の提示もお願いしたい。	2	京都会館再整備基本計画においては、第一ホールを建て替える場合と改修する場合の、二つのケースについて、それぞれ比較検討した結果、第一ホールのみ建て替えて残る部分は既存躯体を残し、全面改修することとしたものです。 使用料については、今後検討してまいります。
149	どういう経緯及び理由で「京都会館再整備基本計画」がまとまったのかについての計画説明をもう一度きちんと開催して頂きたいと思う。	2	50年前に建てられた京都会館は老朽化に加え、現行の耐震規定やバリアフリー、避難・防火規定といった現行法規定に適合しておらず、また、舞台機能そのものが現代の利用ニーズに適合していない状況にあるため、舞台面積の拡大や舞台内高さを上げるなど、建物全体を見据えた抜本的な対策が必要です。 このような状況を踏まえ、平成14年の耐震調査をはじめとした9年間にわたる取組の内容を基本計画の中でお示ししております。
150	どうして伝統ある建物を建て替えないといけないのか。そうする意味が分からない。	1	
151	京都会館は、出来る限り原形を残したまま形で改修を進めるのが良い。	1	京都会館は、岡崎地域の町並みを構成するシンボリックな存在として、広く市民の皆様に親しまれており、再整備は現在の施設を、建物価値を継承しながら第一ホールは建て替え、それ以外は既存躯体を残した全面改修をすることとしています。 今後、現代の利用ニーズに対応できる舞台機能を確保し、文化芸術都市・京都における文化の殿堂にふさわしいホールとなるよう再整備に取り組んでまいります。
152	京都会館の建て替え計画は、岡崎地域活性化のプロジェクトと切り分け、十分に協議していくべき。	1	また、京都会館の再整備に当たり、建物価値の継承に関する検討につきましては、有識者の御意見をいただきながら慎重に設計を進めてまいります。
153	京都会館改築に際し、諸設備内容向上のため、投資額は多額になるものと思われる。したがって、完成後のランニングコストにも関係するが、使用料の設定には十分な配慮が必要だ。使用料が高額のため稼働日の減少等により市が財政負担に耐え切れず閉館に追い込まれないようにお願いしたい。	1	使用料については、今後検討してまいります。 また、適切な維持管理によるホールの機能水準を確保することで、様々な公演やその他の催し物が開催されるよう再整備後の運営体制についても検討してまいります。
154	京都会館の改築・補修については、市民公債のようなものを発行して、市民が買って資金を捻出してはどうか。	1	いただいた御意見については、今後、検討させていただきます。
155	オペラハウスをロームがするような話もあるが、コンサートホールもあり、市民が安く利用出来るようにしてほしい。	1	京都会館は再整備後もこれまでと同じ多目的ホールとすることが前提であり、「オペラハウス化」ということは考えておりません。使用料については、今後検討してまいります。
156	席順を工夫してほしい。	1	いただいた御意見については、今後、検討させていただきます。



157	<p>京都市は、京都会館の建物の価値を改めて検証されたい。その際には、熊本県立美術館をはじめとする前川瓘男設計の建物に現実と比較調査を実施されたい。そのうえで、少なくとも以下の4つの建物の特徴は、京都会館の「建物の価値」として、後世に引き継ぐべきである。</p> <p>① 周囲に樹木を敢えて植栽し、それとの高さの調和を意識して設計された建物の外観  ② 東山と連続するように設計されたドーム型の屋根形状  ③ 巨大な空間構成のホールホワイエ  ④ 建物内部と外部を連続的に見せる広大なガラス張りの仕切壁</p>	1	<p>京都会館の再整備に当たり、建物価値の継承に関する検討につきましては、有識者の御意見をいただきながら慎重に設計を進めてまいります。</p>
158	<p>京都会館について、安易に建て替えや全面改修する前に、建物の価値について具体的に検討し、その内容を市民に公開したうえで、再度、市民の意見を募るべきである。</p>	1	<p>平成18年12月に京都会館再整備検討委員会から出された「京都会館再整備の基本的な方向性に関する意見書」におきましては、「地上躯体部分の増築なしの改修」案又は「舞台部分等を拡張する改修」案を中心に今後詳細な再整備の構想・計画を立案していくべきと記載され、その過程においては、「建替え」案を支持する意見が複数あったことを踏まえて検討していくことが期待されています。</p> <p>今回の計画策定はこの方向にのっとったものです。</p> <p>今後の再整備における建物価値継承に関しましては、有識者の御意見をいただきながら慎重に設計を進めてまいります。</p>
<p>その他（28件）</p>			
159	<p>岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けた都市計画制限等の見直しは、市民参加で決めるべきであり、一部の有識者と言われる方の意見や地元岡崎の住民とのわずかな話し合い、また、パブコメや説明会を数回行っただけで、「市民一般の声を聞いた」と言うのは、あまりに実体を欠いた言い訳に過ぎない。</p>	4	<p>本市としましては、見直し素案に関して、今回の市民意見募集及び2回の説明会を通して、広く市民の皆様の御意見をお聴きしてまいりました。</p> <p>今後とも、必要に応じて市民の皆様に説明してまいります。</p> <p>なお、都市計画の見直しについては、今後、都市計画法に基づく案の縦覧を行い、市民の皆様の御意見をお伺いすることとしております。</p>
160	<p>地元住民だけでなく、京都市民全体の岡崎地域活性化ビジョン、京都市再整備計画、都市計画等、全体の説明会を求める。</p>	1	
161	<p>説明会に参加したが、納得のできる説明はなく、会場からの質問に対する回答は、抽象的で具体性がなくがっかりした。全てを既に決定していて、市民にはその中身を漠然と説明するためだけで、意見に耳を傾ける姿勢はないのか。説明責任を果たすべきだ。</p>	3	<p>市民意見募集や2回の説明会において市民の皆様にお示しした内容は見直しの素案であり、今回、市民意見募集で市民の皆様からいただいた御意見を踏まえて、市会への条例改正案の提案や各種審議会への諮問など、必要な手続きを進めてまいりたいと考えております。</p>

162	非常に分かりにくいパブコメだ。	3	<p>分かりにくいとの御指摘につきましては、貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。</p> <p>今後とも市民の皆様の立場に立って、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
163	少子化による通学圏の問題など、住民生活の基盤を整えることがまずやるべきこと。	1	<p>本市では、市民生活を支える施策をはじめとして、様々な施策に取り組んでおりますが、今回のようなまちづくりの土台をつくる都市計画についても、重要な施策であると考えております。</p>
164	公聴会を開催することなく都市計画を進めることは、都市計画運用指針に反する。本件においては、説明会の開催をもって、公聴会に代わるものとは到底いえない。住民の意見を十分に汲み取ることができるよう、また、作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的に提示がなされるよう、公聴会が開催されるべきである。	1	<p>都市計画法において「住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とされており、今回の見直し素案については、市民しんぶんやホームページにより市民の皆様へ周知させていただいたうえで、素案をお示しし、7月26日から8月22日までの約一箇月間かけて市民意見募集を行い、309通の御意見をいただきました。</p> <p>また、8月6日及び9日の2回にわたり説明会を開催し、多くの方に御参加いただき、御意見も頂戴しました。更には、今後、都市計画法に基づく案の縦覧を行い、市民の皆様へ御意見をお伺いすることとしており、法の趣旨に沿っているものと考えております。</p>
165	京都会館を含むすべての建物について、増築や改修、建て替えなどが実際に行われる場合に、具体的な図面・景観シミュレーションなどを行ったうえで、京都市民全体に判断を仰ぐことをルールとして明記すべきである。	1	<p>岡崎地域については、わが国有数の文化・交流ゾーンであり、そこに立地する既存建物は、広く市民にとっても大変重要です。</p> <p>さらに、建物と広々とした空間とが織りなす岡崎ならではの都市景観を形成しており、これらはまさに市民にとってかけがえのない財産です。このように岡崎地域そのものが、市民的財産であり、都市の宝であるからこそ、建物ごとの個別の許可制度ではなく、地区計画制度を活用し、しっかりと都市計画に位置付けることとしたものです。</p> <p>なお、地区計画制度を活用する場合には、都市計画法の規定に基づき、地区計画の原案の公告・縦覧、案の公告・縦覧と意見書の受付、都市計画審議会における審議を経て決定する必要があります。</p>
166	今の景観規制に改善すべき点がある。	1	<p>新景観政策では、三山、歴史的建造物、歴史的町並みへの配慮をしつつ、良好な景観形成、市街地環境の整備、都市機能の充実の観点から、大きなまとまりのある区域ごとに高さを定めるとともに、地域の拠点となる地区や大学、病院など特に都市機能上の配慮が求められる地区については、それぞれに必要な高さを定めています。</p> <p>今後とも、新景観政策を検証してまいります。</p>
167	説明会で出た意見は反対意見ばかりだ。議事録を作成し、公開すべき。	1	<p>説明会の摘録は作成しておりますので、その公開については、公文書公開請求の制度を御利用いただきますようお願いいたします。</p>
168	市民と話し合い、地域に住む人の生活を支援して欲しい。	1	<p>本市では、市民生活を支える施策をはじめとして、様々な施策に取り組んでおりますが、今回のようなまちづくりの土台をつくる都市計画についても、重要な施策であると考えております。</p>
169	市民を馬鹿にするな。	1	<p>岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けて、必要な見直しであると考えております。</p>

170	<p>風致地区特別修景地域の指定する岡崎地域全体が将来においても同等の修景が担保されるように、京都会館、みやこめっせ及び国立近代美術館の地区を都市公園に指定してほしい。</p>	1	<p>御指摘の地区において、現在、京都会館、みやこめっせ及び国立近代美術館の敷地を都市公園区域とする予定はございませんが、特別修景地域の指定により、今後も緑豊かな岡崎地域の景観を保全・継承してまいります。</p>
171	<p>何が京都の魅力なのかを今一度考えてほしい。</p>	1	<p>山紫水明と称えられる豊かな自然と1200年の悠久の歴史に育まれた美しい景観を未来に継承するため、景観づくりを推進しております。</p>
172	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現バス駐車場を公共用地にするに伴い、地上を緑地化し駐車場を地下化できないものか。</li> <li>・植樹、緑化についてコアゾーンを中心にここへのアクセス路となる街路樹類についてもトータルデザインを行い、道幅との関係で許容出来る限りの立派な樹木やウェルカムロード的演出としての花壇等の整備をぜひ望む。</li> <li>・せっかくの水景ゾーンである疏水べりについて、親水空間化を図るとともに舟を浮かべる期間を長くとれないか。</li> <li>・疏水に架かる橋のデザインを見直し(橋脚、勾欄共)優れたものにした</li> </ul>	1	<p>いただいた御意見につきましては、関係部署にお伝えいたします。</p>

173	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の樹木や疏水沿いの桜等の手入れをきちんとしてほしい。もっと全体に統一的な緑の計画を作って欲しい。</li> <li>・琵琶湖疏水の歴史的遺産をもっと活用してほしい。手入れが悪い。インクラインも復活してほしい。</li> <li>・白川通りの交通が大変なので、交通政策で一方通行にするとかやり様がないのか。</li> </ul>	1	<p>いただいた御意見につきましては、関係部署にお伝えいたします。</p>
174	マイカーの乗り入れを制限し、バスやタクシーを利用するようにしてはどうか。	1	
175	電線地中化も景観保全のため実行願いたい。すでにA～F地区で出来ている折もあるが、特にF地区は優先して欲しい。	1	
176	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡崎や南禅寺地区は、琵琶湖疏水が隣接しているという恵まれた環境にあり、疎水の水をもっと利用する、活用する案もあってほしい。</li> <li>・岡崎地区のA～F地区に、景観に配慮した共通（共同）の大型駐輪場が必要と思う。</li> <li>・この地区にある建物や塀など、歴史的価値があるものは、耐震性に配慮しつつ残してほしい。</li> </ul>	1	
177	50年、100年先を見据えて、京都会館や京都市美術館、みやこめッセ、京都府立図書館、京都国立近代美術館などを建て替えるときは、高さを15メートル以下にしてほしい。	1	
178	京都市美術館をより利用しやすいようにしてほしい。特に食事ができるエリアが少ないので、建物を改修する際には工夫をしてもらいたい。	1	
179	岡崎地域を紹介する施設がないので、岡崎会館（仮称）を新設して地域の発展を促したい。	1	